

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人 福角会は、女性が管理者として活躍でき、男女ともに全職員がその能力を発揮し、活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和5年4月1日～令和8年3月31

2.目標と取組内容・実施時期

(女性活躍推進法に基づく職業生活に関する機会の提供に関する目標)

目標1 管理職に占める女性の割合を43%以上とする。

<実施時期・取組内容>

令和5年度 9月～キャリアアップを図るための女性管理者・幹部職員と若手女性職員を交えた座談会を実施する。

令和6年度 4月～多様な雇用形態の採用や就学前までの育児短時間勤務の期間延長の取り組み

(女性活躍推進法に基づく職業生活と家庭生活との両立に関する目標)

目標2 女性職員の育児休業取得率を維持しつつ男性職員の育児休業取得率を50%以上とする。

<実施時期・取組内容>

・令和5年度 4月～福角会版の「イクボス、イクメン」のハンドブックの作成

・令和6年度 4月～若手職員を対象とした仕事と家庭の両立を図るための研修等の実施。